<u>資料 1</u>

議 事 録

件 名	第2回宜野湾市上下水道料金等審議会			
開催日時	令和元年7月8日(月)10時00分~12時00分			
開催場所	上下水道局2階会議室			
出席者	■平剛委員 ■福里清孝委員 ■加藤壮一委員			
	■森田進委員 ■波平道子委員 ■宮城恵美子委員			
	(上下水道局)			
	■石川次長兼業務サービス課長■與那原総務企画課長			
	■呉屋下水道施設課長■高宮城水道施設課長			
	■德田技幹兼排水設備係長 ■親川業務管理係長 ■企画係(事務局)			
	(企画部) ■松本企画部次長■米須財政課長			

	内	容	
事務局	これより、第2回		道料金等審議会を開会す
	る。		
	まず初めに会の成	立について報告	する。宜野湾市上下水道
	料金等審議会規程第	6条第2項の規2	定により過半数の委員
	の出席が認められる	為、本審議が成立	立することを報告する。
	それでは、平会長	:に進行を願いたい	√ \ ₀
会長	それでは、会を進	行する。	
	まず初めに、第1	回目の審議会には	おいて、当審議会の公開
	についての採決がな	:されていなかっ?	た為、本日改めて採決を
	行いたい。		
	「原則公開」、「	議事録は氏名を伝	犬せ、最後に公開」「マ
	スコミには積極的な	:通知はしない」	「会議の開催通知は市の
	ホームページ及び上	:下水道局の掲示	版で周知する」に賛成の
	方挙手を願いたい。		
委員	【挙手】		
会長	賛成多数でありま	すのでそのようし	に決定する。
	続いて、第1回審	議会にて「水道料	斗金については改定しな

い」ことと決定し、下水道使用料のみ審議することとなったことを改めて確認し、次第に沿って進める。

第1回審議会にて森田委員より要求のあった資料について、提出がされているので事務局に説明を願いたい。

事務局 【沖縄県内11市公共下水道整備状況】

資料2について説明。

会長この報告の質疑については、後程議題審議の中で承る。

次に、下水道事業会計の収益・費用について事務局より説

明を願いたい。

事務局 【報告:下水道事業会計の収益・費用について】

資料3について説明

会長この報告の質疑についても、後程議題審議の中で承ること

とし、次に進む。

本日は、一般会計の状況についても説明を受けたいので、企画部財政課より宜野湾市における一般会計の状況につい

て説明を願いたい。

企画部財政課 【報告:本市一般会計等の状況について】

別紙資料(企画部作成)について説明

会長この資料等について、質問があれば挙手願う。

委員 現在、下水道において基準外の繰出金をしてもらっている

が、一般会計は今後も繰り出すことは可能か。

企画部財政課 先ほど申し上げた通り、一般会計の状況は非常に厳しく、

財政調整基金の大幅な取り崩しを行っている。もちろん今後も事業の適正な運営をしていただく必要があることから、基準内繰入金についてはこれまで通り繰り入れることとなる。 しかし、基準外繰入金については、今後の調整事項であると

考える。

委員 現在、一般会計から1億8千万円の基準外繰り入れを行って

いるが、同程度の金額を今後2年後3年後も繰り入れていく

ことは可能か。

企画部財政課 国保の特別会計では、9億近くの累積赤字となっている。

一般会計としては親会計的な役割でもちろん支援はしていくつもりではいるが、今後の部分は上下水道局と調整しなが

ら繰出金のあり方を検討していく

委員 承知した。

委員 一般会計の赤字がこの先進んでいた場合、市としてどのよ

うな状況が起こるのか。国の指導が入ったりするのか。

企画部財政課 資料の見込みのまま推移した場合、国の管理下におかれて

あらゆる歳出削減等の指導が行われることとなる。そうなら

ないために、行財政改革等を行っている。

委員 これから普天間飛行場返還されて、さらに色々と事業が出

てくる中で、多額の予算が必要となり市の負担が大きくなる。基地が返還されても活用できないということが無いよう

に頑張ってもらいたい。

委員 他市町村も宜野湾市と同様な状況なのか。

財政課 全体では調べていないが、中部広域の3市3町3村で構

成。そこの中で確認している情報では、北中城村、中城村は 待機児童の解決のため保育施設を建設している。補助金は出 るが、建てた後には児童に対する扶助費がかかる。市町村に おいては、規模の大きい保育所を作った後等の事業の状況に 応じて状況が変わるため一概には言えない。市町村によって は人口も増えてきており、財政需要が高まり厳しい状況とな

っているところがある。

委員 承知した。

会長 質疑も尽きたようなので、次に議題に入る。

下水道使用料単価改定案について事務局より説明を願い

たい。

事務局 【議題:下水道使用料単価改定案について】

資料4-1、4-2について説明。

会長これより質疑応答に入る。

先程事務局より報告のあった件についても、ここで質問等を

受けたい。質問がある場合は挙手を願う。

委員 資料 4-1、4-2 について、独立採算で運営する場合と

あるがどういうことか。

事務局 現在、令和元年度予算ベースで、一般会計から約5億4千

万円を下水道事業に繰り入れている状況だが、仮にそれをすべて無くして事業を運営する場合この使用料単価となると

いうことである。

委員 承知した。

委員 資料4-1の表で基準内繰入金とあるが、それは一般会計

から繰り入れて良いとされている金額ということか。

事務局

その通り。基準内繰入金については、総務省から一般会計の繰出基準というのがあり、もし一般会計から繰り出しする場合にはこの基準に則って繰り出ししなさいという決まりがある。

委員

独立採算で運営という使用料となると高額となる。その部分は一般会計からの繰り出しをしていただく必要もあると考える。

事務局

下水道事業は、平成30年度に地方公営企業法に移行し、独立採算で運営できることを大きな目標としている。資料の独立採算での使用料は、法の趣旨に基づくとこの金額となるということ。実際にここまでの金額にすることは容易でないことは承知している。基準内繰入金とは、一般会計から必ずもらわないといけないものではなく、事業が安定すればそこは求めなくてもよいというもの。

委員

下水道か赤字だが、上水道は黒字。水道と下水道の会計の中で動かすことはできないのか。単に下水道が赤字だから使用料を値上げするというのは通らないのではないか。

事務局

上下水道局として運営しているが、事業は別となる。水道、 下水道で会計も別で、赤字分を上下間の会計で都合すること 等は現状の法律では出来ない。

水道事業は黒字の為、料金改定の必要はない。

下水道事業は経営が厳しくなっているので、使用料改定の審議会をお願いしているところである。

委員

下水道は日常的に使うもの。受益者負担の原則であるので悩ましいところではあるが、どこかで使用料改定の決断をする必要はあると考える。どの位の値上げを行うと何年先まで安泰などの目安はあるのか。

事務局

国の目安としては、3~5年に1度、経営の状況をみて料金の見直しをするようにという方針がある。宜野湾市は、平成21年度に使用料の改定を行っている。これまで10年程改定を行っていない。次年度以降、一般会計からの赤字分の繰り入れが困難になっていく状況を見据えて、委員の皆さまの審議の中である程度の金額の改定は必要であると考える。

委員

資料4-1、4-2から、赤字補でん分の基準外繰入金を無くす為には、20円以上の値上げが必要と読みとれる。

しかし、それに加えて内部で支出についての経営努力は必要なので、事務局にはそこについてもきちんと考えてほしい。

事務局

承知した。

委員

使用料をどの位の金額上げるかが問題である。

独立採算の考え方として、基準内繰入金については、総務省の通達で一般会計が下水道会計に出しなさいという金額のためこの部分は一般会計負担で良いのではないかと考える。今後、県の維持管理負担金が3円程度値上げになる。その分も含めると25円で独立採算が可能となる。一度に25円程度あげるのは厳しいはず。宜野湾市は人口が増えているのでどの程度値上げするかの審議になる。

会長

他に質疑はあるか。質疑も尽きたようなので、議決に移る。 事務局のこれまでの説明は増額改定である。下水道使用料 の増額改定に賛成の委員の挙手を求める。

委員

【挙手】

会長

全会一致のため、当審議会は下水道使用料の増額改定に賛成することに決定する。

本日の会議はこの程度に留め次回に再度審議したい。 異議はあるか。

委員

異議なし。

異議がないためそのように決定する。

次に、事務局より次回の日程及び委員の皆様より資料要求 等あればお願いしたい。

事務局

次回日程は、8月5日(月)10時を予定している。

次回審議の際には、基本料金も含めた従量制の中でどの階層でどの位の金額上げるか等数パターンをお示しする予定なので宜しくお願いしたい。

会長

これにて第2回宜野湾市上下水道料金等審議会を閉会する。

一 以上 一

※子育て世帯等に配慮した単価設定

改定単価15円【基本使用料変更なし】

資料2-1

改定条件

- ・平成30年度の調定件数をもとに、㎡毎の件数を算出し単価を決定した。
- ・基本水量及び基本使用料を現状維持とした。
- ・8 m から30m までは、基本使用料を変更していないため、子育て世帯等に配慮ができないので現状維持とした。なお、他の階層においては割高の設定となっている。
- ・30㎡から1000㎡の単価については、使用料増額予定分の127.670,000円を確保する単価設定とした。
- ・本市は営業用の単価を設定していないことから、水量の多い階層については維持管理費を考慮した単価設定とした。

【税抜単価】

	水量(1か月)	対象件数	予定単価	現行単価	差額
基本	8立方メートルまで	17,472件	500円	500 円	0円
超過	8立方メートルを超え 30立方メートルまで	58,247件	70 円	70 円	0円
料料	30立方メートルを超え 50立方メートルまで	39,422件	82 円	80 円	2円
金(50立方メートルを超え 100立方メートルまで	26,316件	120 円	92 円	28円
1	100立方メートルを超え 300立方メートルまで	8,757件	130 円	102 円	28円
m³ に	300立方メートルを超え 500立方メートルまで	1,973件	140 円	112 円	28円
つき	500立方メートルを超え 1000立方メートルまで	871件	145 円	135 円	10円
ð)	1000立方メートル以上	300件	150 円	140 円	10円

モデル	モデル水量	現行額	改定後額	差額
他市町村比較モデル水量	20 m³	1,340 円	1,340 円	0 円
一般家庭4名家族	24 m³	1,620 円	1,620 円	0 円
一般家庭5名家族	30 m³	2,040 円	2,040 円	0 円
社会福祉法人保育園	102 m³	8,444 円	9,940 円	1,496 円
スーパー	397 m³	39,504 円	49,260 円	9,756 円
大型遊戯施設	843 m³	97,345 円	113,415 円	16,070 円
1000㎡以上事業所(食品加工)	6070 m³	828,340 円	896,680 円	68,340 円
1000㎡以上事業所(宿泊業)	11521 m³	1,591,480 円	1,714,330 円	122,850 円

※子育て世帯等に配慮した単価設定

改定単価15円【基本使用料50円引下】

資料2-2

改定条件

- ・平成30年度の調定件数をもとに、㎡毎の件数を算出し単価を決定した。
- ・基本水量を現状維持とし基本使用料単価を50円引き下げた。
- ・8 m³から30m³の階層において現行単価より3円引き上げたが、基本使用料を引き下げたことにより、現行の使用料と比較し若干の 減額となる。ただし、25m³から30m³の階層においては若干の増額となる。
- ・30㎡から1000㎡の単価については、使用料増額予定分の127.670,000円を確保する単価設定とした。
- ・本市は営業用の単価を設定していないことから、水量の多い階層については維持管理費を考慮した単価設定とした。

【税抜単価】 【1カ月当り(税抜)】

	水量(1か月)	対象件数	予定単価	現行単価	差額
基本	8立方メートルまで	17,472件	450 円	500円	-50円
超過	8立方メートルを超え 30立方メートルまで	58,247件	73 円	70 円	3円
料料	30立方メートルを超え 50立方メートルまで	39,422件	88 円	80 円	8円
金(50立方メートルを超え 100立方メートルまで	26,316件	118 円	92 円	26円
1	100立方メートルを超え 300立方メートルまで	8,757件	125 円	102 円	23円
m³ に	300立方メートルを超え 500立方メートルまで	1,973件	135 円	112 円	23円
つき	500立方メートルを超え 1000立方メートルまで	871件	145 円	135 円	10円
ð)	1000立方メートル以上	300件	150 円	140 円	10円

モデル	モデル水量	現行額	改定後額	差額
他市町村比較モデル水量	20 m³	1,340 円	1,326 円	-14円
一般家庭 4 名家族	24 m³	1,620 円	1,618 円	-2円
一般家庭5名家族	30 m³	2,040 円	2,056 円	16円
社会福祉法人保育園	102 m³	8,444 円	9,966 円	1,522円
スーパー	397 m³	39,504 円	47,811 円	8,307円
大型遊戯施設	843 m³	97,345 円	111,451 円	14,106円
1000㎡以上事業所(食品加工)	6070 m³	828,340 円	894,716 円	66,376円
1000㎡以上事業所(宿泊業)	11521 m³	1,591,480 円	1,712,366 円	120,886円

※子育て世帯等に配慮した単価設定

改定単価15円【基本使用料100円引下】

資料2-3

改定条件

- ・平成30年度の調定件数をもとに、㎡毎の件数を算出し単価を決定した。
- ・基本水量を現状維持とし基本使用料単価を100円引き下げた。
- ・8 m から30m の階層において現行単価より4円引き上げたが、基本使用料を引き下げたことにより、現行の使用料と比較し若干の減額となる。
- ・30㎡から1000㎡の単価については、使用料増額予定分の127.670,000円を確保する単価設定とした。
- ・本市は営業用の単価を設定していないことから、水量の多い階層については維持管理費を考慮した単価設定とした。

【税抜単価】

	水量(1か月)	対象件数	予定単価	現行単価	差額
基本	8立方メートルまで	17,472件	400 円	500円	-100円
超過	8立方メートルを超え 30立方メートルまで	58,247件	74 円	70 円	4円
料料	30立方メートルを超え 50立方メートルまで	39,422件	88 円	80 円	8円
金(50立方メートルを超え 100立方メートルまで	26,316件	110 円	92 円	18円
1	100立方メートルを超え 300立方メートルまで	8,757件	130 円	102 円	28円
m³ に	300立方メートルを超え 500立方メートルまで	1,973件	140 円	112 円	28円
つ	500立方メートルを超え 1000立方メートルまで	871件	150 円	135 円	15円
き)	1000立方メートル以上	300件	155 円	140 円	15円

モデル	モデル水量	現行額	改定後額	差額
他市町村比較モデル水量	20 m³	1,340 円	1,288 円	-52円
一般家庭4名家族	24 m³	1,620 円	1,584 円	-36円
一般家庭5名家族	30 m³	2,040 円	2,028 円	-12円
社会福祉法人保育園	102 m³	8,444 円	9,548 円	1,104円
スーパー	397 m³	39,504 円	48,868 円	9,364円
大型遊戯施設	843 m³	97,345 円	114,738 円	17,393円
1000㎡以上事業所(食品加工)	6070 m³	828,340 円	924,138 円	95,798円
1000㎡以上事業所(宿泊業)	11521 m³	1,591,480 円	1,769,043 円	177,563円

※全ての階層に応分の負担

改定単価15円【基本使用料変更なし】

資料2-4

改定条件

- ・平成30年度の調定件数をもとに、㎡毎の件数を算出し単価を決定した。
- ・基本水量及び基本使用料を現状維持とした。
- ・使用料増額予定分の127,670,000円を確保するよう、全階層に応分の負担を配分した単価。
- ・本市は営業用の単価を設定していないことから、水量の多い階層については維持管理費を考慮した単価設定とした。

【税抜単価】

	水量(1か月)	対象件数	予定単価	現行単価	差額
基本	8立方メートルまで	17,472件	500 円	500円	0円
超過	8立方メートルを超え 30立方メートルまで	58,247件	83 円	70 円	13円
料	30立方メートルを超え 50立方メートルまで	39,422件	93 円	80 円	13円
金 (50立方メートルを超え 100立方メートルまで	26,316件	105 円	92 円	13円
1	100立方メートルを超え 300立方メートルまで	8,757件	115 円	102 円	13円
m³ に	300立方メートルを超え 500立方メートルまで	1,973件	125 円	112 円	13円
つき	500立方メートルを超え 1000立方メートルまで	871件	148 円	135 円	13円
o)	1000立方メートル以上	300件	153 円	140 円	13円

モデル	モデル水量	現行額	改定後額	差額
他市町村比較モデル水量	20 m³	1,340 円	1,496 円	156 円
一般家庭4名家族	24 m³	1,620 円	1,828 円	208 円
一般家庭5名家族	30 m³	2,040 円	2,326 円	286 円
社会福祉法人保育園	102 m³	8,444 円	9,666 円	1,222 円
スーパー	397 m³	39,504 円	44,561 円	5,057 円
大型遊戯施設	843 m³	97,345 円	108,200 円	10,855 円
1000㎡以上事業所(食品加工)	6070 m³	828,340 円	907,146 円	78,806 円
1000㎡以上事業所(宿泊業)	11521 m³	1,591,480 円	1,741,149 円	149,669 円

※全ての階層に応分の負担

改定単価15円【基本使用料50円引下】

資料2-5

改定条件

- ・平成30年度の調定件数をもとに、㎡毎の件数を算出し単価を決定した。
- ・基本水量を現状維持とし、単価を50円引き下げた。
- ・全階層一律に13円引き上げとしたが、基本使用料を50円引き下げることにより、2カ月税込額において1,000円以内となるよう目標とした。
- ・使用料増額予定分の127,670,000円を確保するよう、全階層に応分の負担を配分した単価。
- ・本市は営業用の単価を設定していないことから、水量の多い階層については維持管理費を考慮した単価設定とした。

【税抜単価】

	水量(1か月)	対象件数 (年)	予定単価	現行単価	差額
基本	8立方メートルまで	17,472件	450 円	500円	-50円
超過	8立方メートルを超え 30立方メートルまで	58,247件	85 円	70 円	15円
料料	30立方メートルを超え 50立方メートルまで	39,422件	95 円	80 円	15円
金(50立方メートルを超え 100立方メートルまで	26,316件	107 円	92 円	15円
1	100立方メートルを超え 300立方メートルまで	8,757件	117 円	102 円	15円
m³ /:	300立方メートルを超え 500立方メートルまで	1,973件	127 円	112 円	15円
つ	500立方メートルを超え 1000立方メートルまで	871件	150 円	135 円	15円
き)	1000立方メートル以上	300件	155 円	140 円	15円

モデル	モデル水量	現行額	改定後額	差額
他市町村比較モデル水量	20 m³	1,340 円	1,470 円	130 円
一般家庭4名家族	24 m³	1,620 円	1,810 円	190 円
一般家庭5名家族	30 m³	2,040 円	2,320 円	280 円
社会福祉法人保育園	102 m³	8,444 円	9,804 円	1,360 円
スーパー	397 m³	39,504 円	45,289 円	5,785 円
大型遊戯施設	843 m³	97,345 円	109,820 円	12,475 円
1000㎡以上事業所(食品加工)	6070 m³	828,340 円	919,220 円	90,880 円
1000㎡以上事業所(宿泊業)	11521 m³	1,591,480 円	1,764,125 円	172,645 円

第2回上下水道料金等審議会資料

資料4-1

※前回審議会配布資料

令和元年度	総汚水量	総使用量	単価 (総使用料÷総汚水量)	一般会計 雨水負担金	一般会計 基準内繰入金 (A)	一般会計 基準外繰入金 (B)	繰入金合計 (A)+(B)	
予算ベース	8,511,322m3	696,380千円	82円	15,704千円	363,349千円	180,021千円	543,370千円	

(税抜)

	条件	現行単価	加算額	加算後単価	使用料増額分 (C)	県維持管理負担 金単価増額分 (D)	財政効果額 (C)-(D)
1	独立採算で運営する場合	82円	68円	150円	578,770千円	25,534千円	550,683千円
2	1m3 あたり10円増額	82円	10円	92円	85,113千円	25,534千円	57,026千円
3	1m3 あたり13円増額	82円	13円	95円	110,647千円	25,534千円	82,560千円
4	1m3 あたり15円増額	82円	15円	97円	127,670千円	25,534千円	99,583千円
5	1m3 あたり20円増額	82円	20円	102円	170,226千円	25,534千円	142,139千円

※前回審議会配布資料

本市下水道使用料(抜粋)

基	本	超過使用料(1㎡につき)					
水 量	料 金	地週 使用格(1mにつき)					
8m3	500円	9㎡∼30㎡	70円				

〇モデルケース(4人家族、汚水量200%人/人/日)で試算

(税抜)

	条 件	汚水量/月	現行単価	現行月額	加算額	加算後単価	加算後月額	増額分	
	* π							1ヶ月	2ヶ月
1	独立採算で運営する場合	24m3	70円	1,620円	68円	138円	2,708円	1,088円	2,176円
2	1m3 あたり10円増額	24m3	70円	1,620円	10円	80円	1,780円	160円	320円
3	1m3 あたり13円増額	24m3	70円	1,620円	13円	83円	1,828円	208円	416円
4	1m3 あたり15円増額	24m3	70円	1,620円	15円	85円	1,860円	240円	480円
5	1m3 あたり20円増額	24m3	70円	1,620円	20円	90円	1,940円	320円	640円

【計算方法】

・現行月額の場合: (基本料金8%) = 500円 (超過使用料24%-8%=16%) 16%×70円=1,120円 \rightarrow (基本料金)500円+(超過使用料)1,120円=1,620円

·13円増額の場合:(基本料金8㎡) = 500円 (超過使用料24㎡-8㎡=16㎡)16㎡×83円=1,328円 → (基本料金)500円+(超過使用料)1,328円=1,828円